

## 44. 自動車関係諸税の概要

税目	課税主体	課税物件	税率	税収の用途
揮発油税	国	揮発油	48,600円/kℓ (当分の間の特例税率)	国の一般財源である。
地方揮発油税	国	揮発油	5,200円/kℓ (当分の間の特例税率)	都道府県、指定市及び市町村(特別区含む)の一般財源として全額譲与されている。
石油ガス税	国	自動車用石油ガス	17円50銭/kg (9円80銭/ℓ)	1/2は国の一般財源であり、1/2は都道府県及び指定市の一般財源として譲与されている。
軽油引取税	都道府県	軽油	32,100円/kℓ (当分の間の特例税率)	都道府県及び指定市の一般財源である。
自動車税	都道府県	乗用車、 トラック、 バス等 (軽自動車等を除く。)	種別割 (例) ① 乗用車 (2,000ccクラス) (自家用) 36,000円 (39,500)(年) (営業用) 9,500円 (年) ② トランク (4~5トン積) 25,500円 (年) 18,500円 (年) ③ バス [一般乗合用(30~40人乗)] 14,500円 (年) [その他(40~50人乗)] 41,000円 (年) 32,000円 (年) ※乗用車(自家用)の( )内は、令和元年9月以前に初回新規登録を受けている車両について適用。 環境性能割 ④ 自家用 取得価額の3% ⑤ 営業用 取得価額の2%	都道府県の一般財源である。 ※但し、環境性能割については、一部を市町村(特別区含む)へ交付
軽自動車税	市町村	軽自動車、 小型二輪車、 原付自転車等	種別割 (例) ① 軽乗用車 (自家用) 10,800円 (7,200円)(年) (営業用) 6,900円 (5,500円)(年) ② 軽トラック (自家用) 5,000円 (4,000円)(年) (営業用) 3,800円 (3,000円)(年) ③ 小型二輪車 6,000円 (年) ※( )内は、平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けている車両について適用。 環境性能割 取得価額の2%	市町村(特別区含む)の一般財源である。 ※但し、環境性能割は、当分の間、都道府県が賦課徴収等を行う。
自動車重量税	国	乗用車、 トラック、 バス、軽自動車等	(例) 車検期間1年ごと (本則税率)(当分の間の特例税率) (自家用)(営業用) 乗用車 車両重量0.5トンごとに 2,500円 4,100円 2,600円 トランク [2.5トン超] 車両総重量 1トンごとに 2,500円 4,100円 2,600円 [2.5トン以下] " 2,500円 3,300円 2,600円 軽自動車 1両ごとに 2,500円 3,300円 2,600円	569/1,000は国の一般財源(一部を公害健康被害の補償費用の財源として交付)であり、431/1,000は都道府県及び市町村(特別区含む)の一般財源として譲与されている(当分の間の特例譲与割合)。 ※譲与割合については、以後、段階的に引き上げ、令和17年度以降は490/1,000

- (備考) 1. 挥発油税・地方揮発油税・軽油引取税・自動車重量税の特例税率については、当分の間の措置である。  
 2. 令和16年4月1日より、揮発油税の税率については48,300円/kℓ、地方揮発油税の税率については5,500円/kℓとなる。  
 3. 自動車重量税については、一定の環境性能を満たした車に対しては、令和5年5月1日から令和8年4月30日までの間に初めて受ける自動車検査証の交付等について、減免措置が講じられている。  
 なお、新規登録後13年または18年を経過した自動車に対しては、それぞれ重課する措置が講じられているが、一定の環境性能を満たした車に対しては、当分の間の特例税率よりも低い税率である本則税率が適用される。  
 4. 自動車税・軽自動車税については低公害車・低燃費車に対し軽課するとともに、新規登録後長期経過した自動車・軽自動車に対して、重課する措置が講じられている。  
 5. 自動車税・軽自動車税の環境性能割の税率は、燃費基準達成度等に応じて決定。令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得した自家用乗用車(登録車及び軽自動車)について、環境性能割の軽減措置が講じられている。  
 6. バリアフリー性能に優れた一定のバス及びタクシーに対して、自動車重量税にあっては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に初めて受ける自動車検査証の交付について、自動車税環境性能割にあっては、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間の取得について、減免措置が講じられている。  
 7. 側方衝突警報装置等を装備した一定のバス及びトラックに対して、自動車重量税にあっては、令和5年5月1日から令和8年4月30日までの間に初めて受ける自動車検査証の交付について、自動車税環境性能割にあっては、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間の取得について、軽減措置が講じられている。